

消防指令業務の共同運用に関する基本協定書

大阪市（以下「甲」という。）及び松原市（以下「乙」という。）は、消防指令業務の共同運用（以下「共同運用」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共同運用は、甲及び乙が連携して取り組むことにより、住民サービスの向上並びに効果的及び効率的な消防指令業務の運用に資することを目的とする。

（共同処理の手法）

第2条 共同運用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、消防指令業務に係る事務を乙から甲に委託することにより実施するものとする。

2 共同運用は、共同指令センター（仮称）を大阪市消防局本部庁舎に置くとともに、指令受信装置その他共同運用に必要な施設、機器等を甲及び乙の消防本部及び消防署等に整備して実施する。

3 第1項及び次条第1項の規定は、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、甲及び乙が、それぞれの議会の議決を経て協議により規約を締結したときに、その効力が生じるものとする。

（実施時期等）

第3条 共同運用は、令和6年中に開始する。

2 甲及び乙は、共同運用の開始までに指令受信装置その他共同運用に必要な施設、機器等を整備する。

（離脱の制限）

第4条 甲及び乙は、締結後は本協定から離脱することができない。ただし、甲及び乙の協議の上認められたときは、この限りでない。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定の施行に関して必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 本協定は、協定締結の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ各1通を保管するものとする。

令和元年8月30日

大阪市長

松 井 一 郎

松原市長

澤 井 宏 文